

科学技術・学術審議会学術分科会の概要

1. 設置の経緯

中央省庁等改革の一環として、科学技術・学術関係の6審議会（航空・電子等技術審議会、海洋開発審議会、資源調査会、技術士審議会、学術審議会、測地学審議会）の機能を整理・統合し、平成13年1月6日付けで文部科学省に科学技術・学術審議会が設置された。学術分科会は、学術の振興に関する重要事項を調査審議するべく、同審議会に設置された分科会である。

2. 所掌事務

学術の振興に関する重要事項を調査審議すること。（科学技術・学術審議会令第5条）

3. 分科会に設けられた部会の構成等

部会の名称	調査審議事項
学術研究推進部会	学術に関する中長期的かつ横断的・総合的な推進方策に係る事項及び特定の分野における学術研究の推進のための具体的な方策及び評価に係る事項
研究環境基盤部会	大学等における研究環境の具体的な整備及び評価に係る事項
研究費部会	研究費に係る事項
科学研究費補助金審査部会	科学研究費補助金の配分のための審査及び評価に係る事項

（科学技術・学術審議会学術分科会運営規則）

4. 組織図

